

国立大学法人小樽商科大学大学評価実施規程

(平成13年7月25日制定)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学(以下「本学」という。)における教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価に基づく大学評価に関わる業務を行うことにより、教育水準の向上と研究活動の活性化を図り、かつ、本学の理念及び社会的使命の達成を積極的に推進することを目的とする。

(大学評価の種類)

第2条 前条の大学評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自己評価(本学が自ら行う点検及び評価をいう。)
- (2) 外部評価(自己評価の結果について本学の職員以外の者が行う検証をいう。)
- (3) 認証評価(認証評価機関が行う評価をいう。)

(委員会等)

第3条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、小樽商科大学大学評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 自己評価及び外部評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- (2) 外部評価を行う者の選考に関すること。
- (3) 認証評価への対応に関すること。
- (4) 自己評価及び外部評価に関する報告書の作成並びに公表に関すること。
- (5) その他大学評価に関する必要な事項

(組織等)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(総務・財務担当)
- (2) 理事(教育担当)
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 各学科及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員 7名
- (6) 経営協議会の学長指名委員のうちから選出された教員 1名

(委員の任期)

第5条 前条第5号の委員の任期は、2年とし、1年ごとにその半数を改選する。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第3号の副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門職大学院の大学評価に関する必要な事項を審議するために専門職大学院専門部会を置く。

2 前項の他、規程第3条に掲げる専門的事項を審議するため、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

(自己評価の実施組織)

第10条 自己評価の実施組織は、各学科及びアントレプレナーシップ専攻、事務局、附属図書館及び各種委員会等の学内組織(以下「自己評価実施主体」という。)とする。

(自己評価の実施事項)

第11条 自己評価の実施事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学の目的に関すること
- (2) 教育研究組織(実施体制)に関すること
- (3) 教育に関すること
- (4) 学生支援に関すること
- (5) 研究に関すること
- (6) 社会との連携、国際交流等の推進に関すること
- (7) 施設・設備に関すること
- (8) 財務に関すること
- (9) 管理運営に関すること
- (10) 情報公開等の推進に関すること
- (11) 安全管理に関すること
- (12) その他委員会が必要と認めた事項

2 自己評価実施主体が行う自己評価の実施事項及び当該事項に関する評価項目は、学外の意見を聴いて、委員会が定める。

(自己評価の実施等)

第12条 自己評価実施主体は、自己評価を定期的に行い、その結果を委員会に報告する。

2 委員会は、自己評価の結果について外部評価を実施するよう努めるとともに、自己評価及び外部評価に関する報告書を作成し、学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長に提出する。

3 学長は、前項の報告書を公表する。

4 自己評価実施主体は、自己評価の結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は委員会から改善が必要と指摘されたものについては、その改善の方策を講ずるものとし、その結果を委員会に報告する。

(事務)

第13条 委員会の事務は、企画戦略課が行う。

附 則

1 この規程は、平成13年8月1日から施行する。

2 この規程施行後、第4条第4号及び第5号に規定する最初の委員である者の任期は、第

5条第1項の規定にかかわらず、委員の半数は平成14年3月31日までとし、他の半数の委員は、平成15年3月31日までとする。

- 3 小樽商科大学自己点検・評価実施規程（平成4年11月4日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。